

西神中央駅前バスターミナル上屋建替工事

◆工事の概要

- ・発注者 神戸市交通局
- ・場 所 神戸市西区糺台5丁目
- ・工 種 土木一般
- ・内 容 別紙「契約変更理由書」のとおり
- ・工 期 令和6年10月16日から令和8年6月30日

◆変更契約の概要 第1回変更

- ・変更契約日 令和8年3月17日
- ・契約金額（税込）

変更前	¥412,280,000 円
変更額	¥36,907,200 円
変更後	¥449,187,200 円
- ・変更理由 別紙「契約変更理由書」のとおり

◆契約の相手方

神戸市西区平野町常本1-57
港建設（株）
代表取締役 米田 一平

◆備考

設計変更理由書

工 事 名	西神中央駅前バスターミナル上屋建替工事 設計変更 第1回
<p>契約変更の工事概要</p> <p>(土木)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 関係者協議による仕様の変更2. 設計図書に記載のない工種について業者と協議し変更3. 軽微な変更(支給品の受取場所、舗装版切断汚泥処理費) <p>(建築)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 交通誘導員の時間延長及び増員の追加2. 建物高さの変更3. 掲示 BOX 新設の追加4. 共通仮設工事の追加5. その他軽微な仕様・寸法等の変更 <p>(電気)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 休憩所の電源引込ケーブルの仮設及び復旧の全てを追加2. 上屋用照明器具の光色変更に伴う器具仕様変更3. 上屋照明用ケーブル等の休憩所から上屋への配線ルート変更4. 上屋の照明用電源ケーブル分岐用のプルボックス取止め5. 上屋照明器具仕様変更に伴う当該器具用の電源ケーブル仕様変更 <p>(共通)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 令和8年3月21日から令和8年6月30日まで101日間の工期延長2. 工期延長に伴う共通費の増額	

契約変更理由

(土木)

1. 関係者協議による仕様の変更

本工事を行うにあたり、道路管理者に道路法第 24 条に基づく手続きを行った際に、横断管の材質、横断防止柵の材料、車道アスファルト舗装構成、ベンチ設置方法の変更について指示があったため、設計変更の対象とした。またバス事業者・警察との協議により仮歩道の仕様を変更した。

2. 設計図書に記載のない工種について、業者と協議し変更

当初設計図書に記載が無いが、工事において支障、必要となるため追加変更する。

- ・現場打ち柵工 300(400)の数量変更(追加)
- ・埋設給水管が施工に支障するため移設・復旧
- ・道路照明柱の撤去・処分
- ・区画線消去
- ・植栽移植・復旧

3. 軽微な変更(支給品の受取場所、舗装版切断汚泥処理)

4. その他、現場精査・現地条件の変更により施工数量に変更が生じた

(建築)

1. 工事着手に伴い、警察および関係者との協議の結果、工事開始後5日間は警備員の時間延長および増員を実施し、お客様の混乱防止とバスの安全運行を確保するため。

2. 当初は既存上屋との連続性を考慮したデザインを採用していたが、降雨や日射を遮る機能が低下する恐れがあるため、建物高さを低く変更し、利用者の利便性・快適性を向上させるため。

3. バス事業者との協議の結果、各乗場に時刻表等を掲示する BOX を設置し、利用者の利便性・快適性を向上させるため。

4. 工事範囲の区画に伴い仮設間仕切りや誘導点字タイルを設置し通行ルートを変更したが、利用者およびバス事業者から安全確保に関する要望があった。道路管理者およびバス事業者との協議の結果、地面の不陸解消、クリアパネル、仮設庇の設置、ストックヤード移設等を行い、仮設物の仕様等を変更することで利用者の安全性を向上させるため。

5. その他、軽微な仕様・寸法の変更を行い、安全性・利便性・快適性を向上させるため。

(電気)

1. 休憩所の電源引込ケーブルにつき原設計図に記載が無いが、掘削作業に支障となるため仮設及び復旧のケーブル新設等を追加する。

2. 上屋照明器具につき、現地施工前に意匠の観点から光色を原設計の 5,000K から 3,000K を行うこととなったが、原設計器具で 3,000K 対応する形では現地施工に間に合わないため、器具仕様を全て変更する。

3. 原設計では既設配管を使用することとしていたが、施工前現地調査の結果、既設配管流用は難しいことが判明したため、新たに配管等新設して休憩所から上屋への配線ルートを変更する。

4. 上屋の構造内でのケーブル分岐が可能であるため分岐用プルボックスを取止める。

5. 原設計の照明器具は 100V 専用器具だが、前記 2. の照明器具仕様変更により 200V で使用可能な器具となったため電源ケーブルの仕様を変更する。

(共通)

1. 以下の理由により、101 日間の工期延長が必要となった。
 - ・現地詳細調査の結果、上屋基礎施工予定位置に埋設配管があることが判明し、埋設配管内に敷設されている配線の所有者特定、移設に向けての協議に時間を要した。
 - ・工事範囲の切り替えにあたり、バス事業者との協議の結果、切り替え日を休日とすることとなり、完了から切り替えまで時間を要した他、それに伴う各種検査の調整に時間を要したため。
 - ・工事着手前に関係者へ事前周知の上、仮囲い(H1800)を設置したものの、バス事業者から仮囲いの仕様について再検討の要望を受けたため、協議及び実車実験による確認等に時間を要した。
2. 工期の延長に伴い、共通費の増額が必要となった。